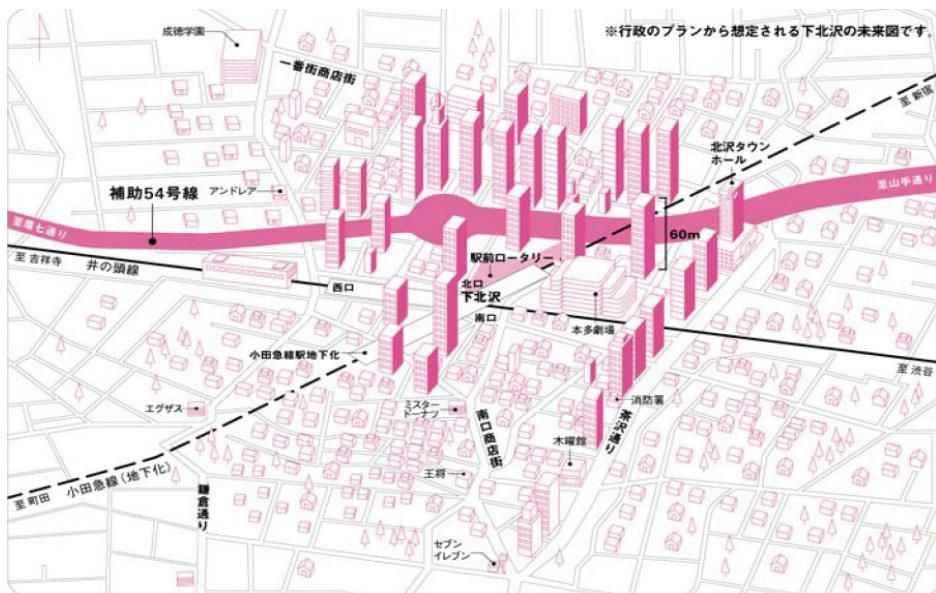




「街を分断する補助54号線」と、「駅前バスロータリー」、そして「高層ビルの誘導」という3つの計画をセットにした再開発事業です

ひもといてみると「世田谷区実施計画」素案には、相変わらず下北沢の補助54号線や区画街路10号線の整備が盛り込まれています。しかし、「行政経営改革計画」では、子供医療費や保育料の削減（利用者負担増）などが狙いのついています。区の財政が苦しいのならば、無駄な公共事業を止め、区民の健康や子育てに充当すべきでしょう。区民意見を積極的に提出し、「素案」の変更を迫りまし

保坂区政のもと、今後の行政の計画方針の素案が発表され、パブリックコメント（区民意見）を募集しています。対象は「世田谷区実施計画」「世田谷区行政経営改革計画」の両素案です。

意見提出で区の道路計画を見直そう！

世田谷区が実施計画（平成24～25年度）

素案へのパブリックコメントを募集

まもれシモキタ！通信

023

2011.10.30

まもれシモキタ！
行政訴訟の会

〒155-0031
世田谷区北沢 2-9-19
植松第一ビル 201
コモン法律事務所内

TEL: 03-5452-2015
FAX: 03-5452-2016
URL:
www.shimokita-action.net

目次

- 1 意見提出で区の道路計画を見直そう！
- 3 裁判レポート
- 4 井の頭線の盛土を高架橋にする工事開始

郵便はがき

1548766

803

世田谷区世田谷 4-21-27

世田谷区 政策経営部

政策企画課 行

う。道路計画については、世田谷区から発表された素案の6ページ目に下記のように記述されています。

区政・区議会は変化の兆し

さて9月末に開催された小田急線上部跡地利用計画案に対する、

< 世田谷区実施計画・素案より >

道路ネットワークの形成

円滑な道路・交通ネットワークを形成し、併せて防災機能を向上させるため、都市計画道路及び主要生活道路を整備する。

【取組み】

・都市計画道路の用地取得及び築造
(補助54・世区街10号ほか)

切り取り線

意見募集のためのオープンハウスには多くの意見が寄せられました。

集約された意見のもとに3・1以降の防災案の練り直しが急務となった現在、行政が策定した跡地利用案は大幅に見直される見込みです。

以前、この手の意見募集の実態は前提ありきの単なるガス抜きイベントばかりでした。区民と真摯に向き合う政治を標榜する保坂区長の方針が行政に良い意味で影響し、変化の兆しがかがえます。

実際に9月、10月に開かれた世田谷区議会でも区長の答弁は非常に多く、所轄の幹部の答弁も踏み込んだものが多くありました。たとえば、区の議員に対しての虚偽報告に以前でしたら知らぬ存ぜぬの態度であったのが、丁寧に陳謝するなど今までは考えられないことが起こり始めています。

医療費削減よりは、無

駄な道路の見直しを
世田谷区の財政が厳しいものになっていて、効率よく無駄を省くことが大前提になっているなか、幹線道路に繋がる見込みのない補助⁵ 4号線の整備に大義はありません。

待ったなしの災害対策には、今回の小田急線地下化で必然的に発生する東北沢から環七まで繋がる上部跡地の活用がよく、また一番効率よく税金の無駄を省けるのです。

だからこそ小田急線上部跡地の大幅な見直しを行政が考え始めたのかもしれない。

素案には医療費の削減なども狙上にのっていますが、区民の健康に関与するこういった重要なものに、貴重な財源を充当していくべきでしょう。

この兆しを捉え、ここは強く数多い意見をぶつけていくべきだと思います。

我々は思っています。

素案はあくまでも素案であり、以前の区の方針が示されているに

＜下図＞
今後のスケジュール
とパブリックコメン
トについて（区のお
知らせ 10 月 21 日
付より抜粋）

＜パブリックコメント用はがき＞
 ＊ 50 円切手を貼ってお送り下さい
 ＊ FAX の場合は、5 4 3 2－3 0 4 7 に
 ご送信ください

スケジュール(予定)	10月	計画(素案)の公表、意見募集 (11月11日まで)	☐ 区のおしらせ特集号(本号) ☐ 区のホームページ ☐ 窓口での閲覧(下記閲覧場所等)
	24年 2月	計画(素案)に対する 意見の公表	☐ 区のおしらせ ☐ 区のホームページ
	3月	計画の策定	

あなたの声を区政に

区民意見提出手続（パブリックコメント）とは
区が重要な条例・計画等をつくる際に、素案等の段階で公表し、区民の皆さんからご意見・提案をいただき、施策に反映させる制度です。

ご意見・提案をお寄せください

計画(素案)へのご意見・提案は、計画策定に向けて活用します。ご意見・提案の内容を集約し、区の考え方とともに、24年2月ごろに公表する予定です(住所・氏名は公表しません)。

閲覧場所／計画(素案)の全文および補足説明資料は、政策企画課、出張所、まちづくりセンター、区立図書館、区政情報センター(世田谷区民会館内)、総合支所区政情報コーナー、区のホームページ [パブリックコメント](#) でご覧になれます。

提出対象／ 次のいずれかに該当する方

- ①区内在住・在勤・在学者
- ②区内に事務所や事業所を有する個人・法人・団体
- ③その他「世田谷区実施計画」(素案)または「世田谷区行政経営改革計画」(素案)に利害関係を有する個人・団体

提出期間／ 11月11日(必着)まで

提出方法／①計画(素案)へのご意見・提案②住所(在勤等は所在地)③氏名④法人・団体の場合は名称・代表者名・所在地を明記し、ハガキ、封書、持参、ファクシミリまたは区のホームページパブリックコメントから政策企画課へ

「世田谷区実施計画」(素案)と「世田谷区行政経営改革計画」(素案)
についてご意見・提案をご記入ください。

This image shows a single sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are approximately 20 lines visible. The paper has a slightly textured appearance and some minor discoloration or faint smudges, particularly towards the bottom edge. The overall tone is off-white or light gray.

住所／世田谷区

丁目 番 号

氏名／

裁判レポート

歩行者専用駅前広場を望む住民アンケート結果を法廷に

2011年9月22日(木)、下北沢道路事業認可取消等訴訟の第22回口頭弁論が東京地裁¹⁰³号大法廷で行われました。

原告弁護士団は、今年の6月から8月にかけて行なわれた住民アンケートの結果を法廷に提出しました。

また、シモキタボイス2011において、保坂世田谷区長が下北沢の再開発の見直しに言及したことを述べて、下北沢の再開発問題が大きな転換点を迎えたことを裁判所に印象付けました。

その他、駅前広場にかかる莫大な事業費用、都市計画法改正の際に失われた東京都の緑地計画について主張し、本件道路計画の問題点を追及しました。

住民アンケートを法廷に提出

保坂区長は、下北沢の再開発問題について「多くの住民が望むことなのかを調べ、修正、補正を判断する」と表明しました。下北沢の再開発問題に関する住民アンケートは、平成12年に世田谷区により、駅前広場について下北沢駅周辺地域の住民を対象として行なわれていましたが、既に10年以上が経過しています。

そこで、保坂区長の誕生を契機として、現時点での住民の意見を確認するため、改めて駅前広場と補助⁵⁴号線に関する住民アンケートを行ないました。

その結果は、現時点

において、圧倒的多数の人が、駅前広場については、歩行者専用とすることを望んでいること、補助⁵⁴号線については当面建設する必要はないと考えていることが分かりました。

そして、これらの意見は、前回の住民アンケートの時よりも増加しており、行政の計画は、民意に逆行することは明らかであるといえます。

再開発計画の見直しに言及した区長

8月²⁸日に行なわれたシモキタボイス2011のシンポジウムに出席した保坂区長は上記の住民アンケート

ます。

駅前広場の整備にかかる莫大な事業費用

上記の住民アンケートにおいて、回答者の個別の意見として多く寄せられたものは「なるべく税金を使わずに駅前広場を整備すべき」というものでした。

トの結果を踏まえて、下北沢の再開発の見直しを検討する場を設置することを表明しました。

保坂区長は、人が優先される街づくりを目指すとの意向を示しています。裁判においては、世田谷区代理人の主張からは、そのような保坂区長の意向は見えてきておらず、疑問を感じざるを得ません。

他方で、世田谷区は保坂区長の意向を受けて、小田急線の跡地利用案についてオープンハウス(現在の計画案を説明する場)とアンケートを実施しており、下北沢の再開発の見直しに向けて、区政は大きく動き始めてい

電鉄から鉄道跡地を買収して、駅前広場の整備を進めようとしています。

都市計画法は、都市計画事業の事業費について「適性かつ合理的な基準により算定した経費を支出金として計上するもの」としています。

世田谷区が本来無料で取得できる土地をあえて事業費用として計上をして買収を行なうことは、明らかに上記基準に反して違法であり、このような世田谷区の事業認可申請を修正することなく認可した東京都の行為も、行政裁量を逸脱し違法といえます。

失われた緑地計画

都市において、緑地はヒートアイランド現象の防止、大気浄化、騒音振動の緩和、といった効能を有しており、都市計画において重要な要素といえます。

しかし、東京都はこのような緑地について「緑地地域の廃止が、

「緑地地域の廃止が、都市計画道路の決定あるいは変更により影響を及ぼすということではない」というように緑地の効能と道路の関係に目を背けた形式的論を法廷で主張しています。

昭和42年の都市計画法改正の経緯について、制定当時の建設省都市局参事官大塩洋一郎氏は、著書の中で、建設大臣の諮問機関である宅地審議会の答申において、「緑地は保存すべき地域として明示されていた」ということを述べています。

都市計画法の改正手続においては、審議会の答申が反映されることが要求されており、都市計画法の改正を審理していた国会も、新法は答申に基づくものと信じて行なっていました。

しかし、宅地審議会の答申の根幹に相当する「緑地地域の保存」は新法に反映されず、無視されたのであり、これは重大な違法といえます。

井の頭線の盛土を高架橋にする工事開始 シモキタ街づくりの一環として考えよう！

井の頭線の下北沢駅から茶沢通りまでの改良工事（盛土の高架橋化）の説明会については本通信1号（6月11日号）で報告しましたが、現在まで未確定であった高架下の商業施設設置の可能性などは説明されておりません。しかしながら高架橋化工事については線路下の利用目的に関わらず、駅舎改良工事の前までに完成させる必要があり、そのため先日より茶沢通りの両側にある樹木の伐採や下草刈りなどは開始されております。

また、線路北側（本多劇場寄り）には新たにアクセス道路が作られます。このことを踏まえて駅前広場・駅舎・小田急線跡地などと一体となった街づくりとして考えると、次の問題があります。

1. 新駅舎の構造と不可分な工事であるにも関わらず、主たる

事業体が異なるからといって説明会を分割して行う意図はどこにあるのか？工事区分を分割して環境アセスメント等の周知範囲を恣意的に狭くしているのではないか？

2. 高架下の商業利用については決定ではないとのこと。当然利用方法も含め、橋脚部分以外は変更される可能性もあるということ。ならば5月14日の説明会で、「環境アセスメントの説明会を兼ねたものと考えます」とするのは甚だ奇異なことである。

3. 線路沿いのアクセス道路が緊急時を除き歩行者専用となることは大いに賛成であるが、これはタウンホール下のバスターミナルまでのわかりやすいルートである。バス乗り場までのサイン計画（誘導・案内方法）をきちんとすれば駅前広場（補助10号線）までバスを乗り入れさせ

る必要性が薄れる。また茶沢通り寄りのスペースを利用すればタクシー溜りも設けられる。そうしたことが検討された形跡は一切ない。

4. アクセス道路ができるということは高架下にできる施設如何によって、来街者の回遊性が大きく変わる

にも関わらず、確定ではないとしてオープンにされないのは何故か？

◆ この工事小田急線の連続立体化工事に伴うもので、またその一部でもある。税金がagg込まれるのであるから、開かれた議論を求めたいものである。



サポーター募集とカンパのお願い

「まもれシモキタ！行政訴訟の会」では、この訴訟をバックアップして下さるサポーターを募集しています。サポーターの方々には1口5,000円／年（複数口歓迎）のご負担と支援をお願いしています。「まもれシモキタ！通信」をはじめ、勉強会・シンポジウムなどのイベント情報、裁判の進行状況や活動状況について郵送・メールにてお伝えします。★カンパのみの応援も大歓迎しています（郵便口座00120-2-594289 まもれシモキタ！行政訴訟の会まで）。

サポーター参加と運営費のカンパ協力をお願いします！

「まもれシモキタ！行政訴訟の会」サポーター担当：堀江照彦
TEL&FAX: 03-3467-6936 E-MAIL: HorieTeru@aol.com
住所：〒155-0031 世田谷区北沢 4-14-17

第23回 口頭弁論のお知らせ

日時：12月13日（火） 15：30～

場所：東京地方裁判所 103号大法院

交通：東京メトロ丸の内線日比谷駅

千代田線 霞ヶ関駅 A1出口から徒歩1分

有楽町線 桜田門駅 5番出口から徒歩5分

大法院を傍聴人で一杯にし、この訴訟への関心の高さを裁判官にアピールすることが重要です。皆様、是非ご参加下さい。法廷終了後に、弁護士会館で裁判の内容について弁護団から解説を受けるとともに、質疑応答・意見交換も行います。

裁判の経緯・過去の裁判資料はウェブで公開しています↓
<http://www.shimokita-action.net/archive/>